

名取市耐震改修促進計画（案）

平成20年9月 策定
平成28年3月（改定）
令和 3年3月（改定）
令和 8年11月（改定）

名 取 市

目 次

第1章 計画の目的

1.計画改定の背景	2
2.計画の目的・位置づけ	3
3.計画の対象区域	4
4.計画期間	4

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1.耐震化の現状	6
2.耐震化の目標設定	9

第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1.基本的な取り組み方針	12
2.耐震化を図るための施策	13
3.耐震化を促進するための環境整備	14
4.地震発生時に通行を確保すべき道路	15

第4章 啓発及び知識の普及に関する施策

1.防災意識の向上と主体的な取り組みの促進	22
2.相談体制の整備及び情報提供の充実	22
3.関係団体との連携	22

第1章

計画の目的

1 計画改訂の背景

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により多くの尊い命が奪われ、約 25 万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等甚大な被害をもたらしました。このうち地震による直接的な死者数の約 9 割が住宅・建築物の倒壊等（10 万棟を超える家が全壊）によるものでした。

なお、このとき倒壊した建築物の多くは、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定（以下「新耐震基準」という。また、これ以前の基準を「旧耐震基準」という。）に適合していない建築物でした。

この教訓を踏まえて、国は、平成 7 年 10 月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 12 月施行。以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

近年では、能登半島地震（令和 6 年）、北海道胆振東部地震（平成 30 年）、大阪府北部地震（平成 30 年）、熊本地震（平成 28 年）と地震が頻繁に発生していますが、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）では、巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命を奪うなど、甚大な被害をもたらしました。

東日本大震災においては、本市でも最大震度 6 強を観測し、地震の揺れは約 3 分間継続し、さらには、この地震により巨大津波が発生し、市内で建築物の全壊が 3,765 棟、大規模半壊が 355 棟、半壊が 1,229 棟、一部損壊が 11,447 棟あり、多くの建築物所有者等が建て替えや修繕等を余儀なくされています。

このように、大地震により建築物が被害を受けると、その後の生活基盤が揺らぐことや、倒壊等により避難路等をふさぎ、緊急時に通行の障害となることから、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るために、建築物の耐震化や減災化に向け、より一層取り組む必要があります。

本市は、平成 20 年 9 月に「名取市耐震改修促進計画」を策定し、平成 27 年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を 90%以上とすることを目標に耐震化に取り組んできましたが、東日本大震災による甚大な被害や災害に対する社会情勢の変化により、更なる耐震化促進の取り組みを充実・強化する必要が生じました。また、平成 25 年に耐震改修促進法が改正され、建築物の耐震改修に対する取り組みが強化されたことを踏まえ、本計画を平成 28 年 3 月に 1 回目の改定を行ったほか、大阪府北部地震におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、平成 31 年に耐震改修促進法施行令の一部改正により、建物に付属する組積造の塀が通行障害建築物に追加されたことを受けて、令和 3 年 3 月に 2 回目の改定を行いました。

その後、熊本地震や能登半島地震では、旧耐震基準の木造住宅に被害が集中し、昭和 56 年以降に建てられた新耐震基準でも、接合部等の基準が明確化された平成 12 年の現行耐震基準前に建てられた木造住宅において、倒壊等の被害が確認されました。こうした経緯を踏まえ本計画の改定では、木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る助成事業 に関して新たな方針を示しました。

2 計画の目的・位置づけ

1) 計画の目的

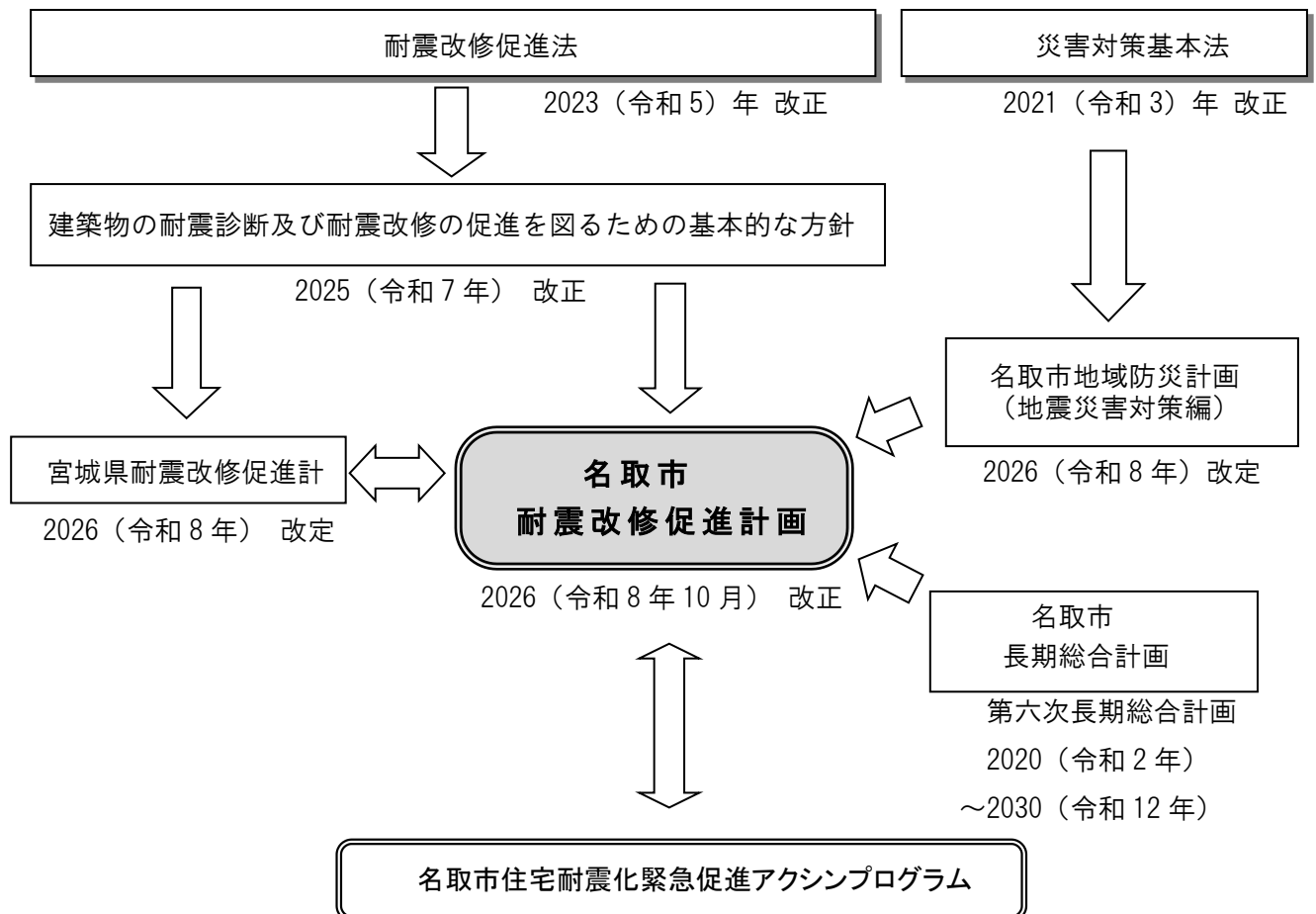
本計画は、地震発生時における建築物の倒壊等の被害の軽減を目指し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的・総合的に促進し、災害に強い名取市を実現することを目的とします。

2) 位置づけ

本計画は、耐震改修促進法に基づき、名取市内の耐震改修の促進に関する計画として作成します。

具体的には、本計画の上位計画にあたる名取市地域防災計画に定められている事項を考慮し、防災上重要な建築物や公共施設の耐震化を重点的に推進するとともに、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を行い、市内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進のための指針として位置づけます。

■計画の位置づけ



3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、名取市全域とします。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間とします。

なお、国や宮城県の施策の動向や計画の進捗状況の検証等により、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

■改定の経過

・ 計画策定	平成 20 (2008) 年 9 月	策定
・ 第 1 回改定	平成 28 (2016) 年 3 月	改定
・ 第 2 回改定	令和 3 (2021) 年 3 月	改定
・ 第 3 回改定 (本計画)	令和 8 (2026) 年 10 月	改定

第2章

建築物の耐震診断及び耐震改修の 実施に関する目標

1 耐震化の現状

1) 住宅の耐震化の現状

1) - 1 昭和56年5月以前に建築された住宅

「住宅・土地統計調査」によると、本市の住宅総戸数は29,730戸であり、このうち昭和56年5月以前に建築された住宅は2,929戸（全体の約9.9%）となっています。

本市の住宅耐震化の現状は、昭和56年5月以前に建築された住宅のうち耐震性を有する1,378戸と、昭和56年6月以降に建築された26,801戸を合わせた耐震化率が約94.8%となっています。なお、耐震性を有しないとされる住宅は1,551戸です。

昭和56年5月以前に建築された住宅（2,929戸）の状況は以下のとおりです。

○区分別内訳

- ・戸建住宅：20,033戸（うち耐震性を有する住宅：18,825戸、耐震化率：94.0%）
- ・戸建住宅以外（共同住宅等）：9,697戸（うち耐震性を有する住宅：9,353戸、耐震化率：96.5%）

○構造別内訳

- ・木造住宅：21,100戸（うち耐震性を有する住宅：19,833戸、耐震化率：94.0%）
- ・非木造住宅：8,630戸（うち耐震性を有する住宅：8,346戸、耐震化率：96.7%）

1) - 2 昭和56年6月から平成12年5月までに建築された住宅

昭和56年6月から平成12年5月までに建てられた、現行耐震基準（平成12年改正）以前の木造住宅については、現在の耐震基準と比べて接合部などの規定が不十分であり、地震により倒壊する可能性が指摘されています。

これを踏まえ、本改定では、これまでの昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震化促進に加え、昭和56年6月から平成12年5月までに建築された木造住宅（以下、「現行耐震基準以前の木造住宅」という）についても名取市木造住宅耐震診断助成事業耐震事業及び名取市木造住宅耐震改修工事助成事業の対象とします。

追加対象となる住宅数は以下のとおりです。

○区分別内訳

- ・戸建住宅：7,024戸
- ・戸建住宅以外（共同住宅等）：3,074戸

○構造別内訳

- ・木造住宅：6,985戸
- ・非木造住宅：3,113戸

■住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

区分	構造	昭和 56 年 5 月以前の住宅			昭和 56 年 6 月以降の住宅			住 宅 (合計) G=A+F	耐震性を 有する住 宅 H=B+F	耐震化率 (※) I=H/G
		住宅数 A=B+C	耐震性： 有 B	耐震性： 無 C	住宅数 F=D+E	昭和 56 年 6 月以 降から平 成 12 年 5 月以前の 住宅 D	平成 12 年 6 月 以降の 住宅 E			
戸 建 住 宅	木 造	2, 202	1, 036	1, 166	15, 088	5, 572	9, 516	17, 290	16, 124	93. 3%
	非 木 造	80	38	42	2, 663	1, 452	1, 211	2, 743	2, 701	98. 5%
	小 計	2, 282	1, 074	1, 208	17, 751	7, 024	10, 727	20, 033	18, 825	94. 0%
戸 建 住 宅 以 外	木 造	190	89	101	3, 620	1, 413	2, 207	3, 810	3, 709	97. 3%
	非 木 造	457	215	242	5, 430	1, 661	3, 769	5, 887	5, 645	95. 9%
	小 計	648	304	344	9, 049	3, 074	5, 975	9, 697	9, 353	96. 5%
再計：木 造合計		2, 392	1, 125	1, 267	18, 708	6, 985	11, 723	21, 100	19, 833	94. 0%
再計：非 木造合計		537	253	284	8, 093	3, 113	4, 980	8, 630	8, 346	96. 7%
住宅総 数		2, 929	1, 378	1, 551	26, 801	10, 098	16, 703	29, 730	28, 179	94. 8%

(令和 5 年住宅・土地統計調査資料より)

・住宅の耐震化率推計方法について

国の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において令和 2 年 5 月に提言された、住宅・建築物の耐震化率の推計方法等により推計。

・統計数値を比率按分等により分割し四捨五入しているため、合計の数値が一致しない場合があります。

※ 耐震化率について

本表の耐震化率は、すべての住宅のうち、昭和 56 年 6 月改正の新耐震基準等に基づく耐震性を有すると認められる住宅の割合を示すものです。

一方、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建築された木造住宅については、これまで、新耐震基準に基づき、耐震性を有するものと取り扱ってきましたが、熊本地震や能登半島地震において倒壊等の被害が確認されており、一律に安全または危険とは判断することはできない状況となっております。

このことから、本計画では、所有者により一層、耐震性能の確認の必要性を周知し、耐震診断等を促進することに注力することとしています。

2) 特定建築物の耐震化の現状

本市にある特定建築物の耐震化の現状は、下記の表のとおりです。耐震改修促進法第14条第1号に規定する、多数の者が利用する特定建築物は136棟存在しており、全てが耐震性能を有していることから耐震化率は100.0%となっています。

※特定建築物とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称：建築物衛生法、旧称：ビル管理法）第2条第1項に基づく、多数の者が使用し、又は利用する大規模建築物を指す。

■特定建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

区分	用途	昭和56年5月以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物 D	建築物 (合計) E=A+D	耐震性を有する建築物 F=B+D	耐震化率 G=F/E
		A=B+C	耐震性：有 B	耐震性：無 C				
災害時の拠点・避難施設となる建築物	市庁舎、消防署、小・中学校、病院、老人福祉センター、体育館等	10	10	0	18	28	28	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館・博物館、銀行、私立学校等	0	0	0	18	18	18	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、老人ホーム、事務所、工場等	8	8	0	82	90	90	100.0%
建築物総数		18	18	0	118	136	136	100.0%

（令和8年3月の現状値：名取市集計宮城県とりまとめ資料より）

※公共建築物には、国・県の施設は含まれていません。

3) 防災上重要建築物の耐震化の現状（市有建築物）

市有建築物の中には、多数の者が利用する特定建築物や、防災活動拠点や避難場所、消防施設などの災害時における防災活動の拠点施設として、大きな役割を果たすことが求められる建築物など、数多くの防災上重要な建築物がありますが、本計画ではこれらを耐震化すべき建築物として位置づけます。

こうした防災上重要な市有建築物の総数は220棟であり、そのうち昭和56年5月以前の旧耐震基準により建築されたものが47棟あります。

これら旧耐震基準により建築された建築物のうち、耐震診断実施により耐震性能が認められる建築物は18棟、および耐震改修が行われた建築物は26棟であり、旧耐震基準による建築物のうち耐震性が確認されていない建築物は3棟となっています。

よって、市有建築物における防災上重要建築物の耐震化率は、98.6%となっています。

※建替え、用途廃止予定の建築物は含んでいません。

※「防災上重要建築物」とは、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（令和7年17日改正）2. 公共建築物の耐震化の促進に基づき、防災活動拠点や避難場所、多数の者が集まる施設など、災害時における防災活動の拠点施設として役割を果たすことが求められる市有建築物を指す。

■防災上重要建築物に求められる役割

	項 目	具体的用途の例
防災上重要建築物	災害対策拠点施設	庁舎等
	救助・救急、医療等拠点施設	消防施設等
	避難収容施設	学校、体育館等
	避難弱者収容施設	高齢者福祉施設等
	多数の市民が集まる施設	公民館等
	比較的滞在時間が長い施設	市営住宅等
	上記以外の施設	消防ポンプ車車庫、地区集会所など

2 耐震化の目標設定

国は、住宅の耐震化の目標として、令和 12 年までに 95%、令和 17 年までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを掲げています。

また、建築物（住宅以外）の耐震化率の目標は、令和 12 年までに、耐震性が不十分な耐震診断が義務付けられている建築物の耐震化を概ね解消させることが提言されています。

※出典：「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月閣議決定）

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」

（令和 7 年 7 月改正）」（国土交通省告示第百八十四号）

本市においては、国の目標に基づき、住宅の耐震化率を令和 12 年度末に 97%、市有建築物の耐震化率を令和 12 年度末に 100%とすることを目標にします。また、特定建築物については、本計画において 100%であることから解消したものとします。

1) 住宅の耐震化の目標（昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅）

本市の住宅の耐震化の状況は下記のとおりです。

令和12年度末までに、住宅の耐震化率を97%以上とすることを目標とします。

なお、耐震化の進捗状況については、住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されることから、その集計結果をもとに進行管理を行います。

令和 12 年度末までに耐震化率の目標を 97%とします。

前回計画目標			今回計画目標		
現 状	⇒	目 標	現 状	⇒	目 標
平成 30 年度		令和 7 年度	令和 5 年度		令和 12 年度
93%		95%	95%		97%

2) 住宅の耐震化の目標（現行耐震基準以前の木造住宅）

昭和56年6月から平成12年5月以前の耐震基準で建てられた木造戸建て住宅については、所有者、管理者、構造、建築時期等から台帳整備を進め、平成12年6月に改定された耐震基準における耐震化状況の把握と対象者への周知を図る。

3) 特定建築物の耐震化の目標

本市の特定建築物の耐震化の状況は下記のとおりです。

防災上の拠点となる重要施設、並びに多数の市民が利用する公共建築物及び民間建築物の耐震化は、全て完了しています。

前回計画目標		今回計画	
現 状		目 標	現 状
令和 2 年度		令和 7 年度	令和 7 年度
99%		100%	100%

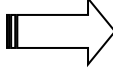
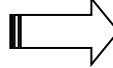
4) 防災上重要建築物の耐震化の目標（市有建築物）

本市の市有建築物の耐震化の状況は下記のとおりです。

令和12年度末までに、全施設を耐震化することを目標とします。

なお、耐震化の進捗状況については、定期的に耐震改修や更新状況を確認し、進行管理に努めていきます。

令和 12 年度末までに耐震化率の目標を 1 0 0 % とします。

前回計画目標		今回計画目標	
現 状		目 標	現 状
令和 2 年度		令和 7 年度	令和 7 年度
96%		100%	99%
			
		目 標	
		令和 12 年度	
		100%	

第3章

耐震診断及び耐震改修の 促進を図るための施策

1 基本的な取り組み方針

現行の耐震基準以前の基準により建てられた建築物の耐震化を促進するため、民間住宅の耐震化に関する普及啓発や助成事業、相談窓口の開設など耐震化を促進するとともに、市有建築物の耐震化の促進についても取り組んでいきます。

1) 促進の方向性

- 住宅及び建築物の耐震化の促進のため、住宅及び建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが重要です。
- 市は、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、必要な支援を行います。
- 市民、行政、耐震に係る技術者や専門的知見を有する者が所属する関係団体と連携を図ります。

2) 役割分担と連携

①市民（建物所有者等）

- 建築物の所有者又は管理者は、建築物の耐震診断を行い必要に応じて耐震改修に努めます。
- 特に、民間の防災上重要な建築物、不特定多数が利用する特定建築物の所有者等は、地震に対する安全性確保の重要性を認識し耐震化に努めます。

②関係団体（耐震に係る技術者や専門的知見を有する者が所属する団体）

- 団体は、様々な機会を活用し、耐震に係る技術者育成や技術力向上に努めます。
- 団体の持つ専門的知見や人材ネットワーク等を活用し、本市や宮城県等と連携し、耐震相談窓口の設置、耐震診断などにより民間建築物の耐震化に寄与することに努めます。

③行政（名取市）※所管行政庁及び特定行政庁との連携を含む

- 建築物の所有者又は管理者は、主体的に耐震化の取り組みができるように宮城県や関係機関と協力して耐震化促進のための環境整備や情報提供等の支援を行います。
- 耐震診断及び耐震改修の進捗状況について情報収集を行います。

2 耐震化を図るための施策

本市では、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組みながら、建築物の耐震改修の促進を図るため、各種助成事業等を実施してまいります。

特に木造住宅耐震改修工事助成制度については、事業の実施状況を見極め、緊急輸送道路沿道など特に耐震化が必要な木造住宅について耐震化を推進します。

また、その他の各支援施策等につきましても、必要に応じて所要の見直しを検討します。

これまで対象としてきた「昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅」に加え、本計画では新たに「現行耐震基準以前の木造住宅」を名取市木造住宅耐震診断助成事業および同耐震改修工事助成事業の対象といたします。

さらに、費用面が障害となって耐震改修に踏み切れない方や高齢世帯に向けては、工事費を抑えられる「低コスト工法」や、月々の返済負担を軽減する「高齢者向けの住宅ローン」などの活用を促し、所有者の事情に寄り添ったきめ細やかな情報提供を行ってまいります。

1) 名取市木造住宅耐震診断助成事業

平成 12 年 5 月までに建てられた木造住宅に対し本市が一部費用を負担し、要望があった場合には、耐震診断士を派遣し耐震診断を行い、耐震診断の結果評点が低い場合には耐震改修計画を作成します。

2) 名取市木造住宅耐震改修工事助成事業

耐震診断の結果を踏まえ、一定の基準に満たない住宅の耐震改修工事を行う所有者に対し、改修工事費の一部を助成します。

3) 危険ブロック塀等除却事業

令和 3 年度から条件を満たす道路を緊急輸送道路、通学路、国道、県道、市道などとし、危険なブロック塀等を除却する場合、工事費の一部を助成します。

●対象道路の要件

- ①名取市地域防災計画で定める緊急輸送道路
- ②名取市教育委員会が指定する通学路
- ③次の各号のいずれかに該当する道路
 - 国道、県道、市道
 - 建築基準法第 42 条に規定される道路
 - 建築基準法第 43 条 2 項の認定または許可を受けた道路

なお、上記の道路については、社会資本整備総合交付金交付要綱付属第Ⅱ編イ 16(12)-①住宅・建築物耐震改修事業の 1.13 における「避難路」として位置付けられ、国の補助活用事業として推進します。

※上記 1)～3)の支援策については、社会資本整備総合交付金要綱に基づく「名取市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」として位置付けます。

また、助成条件を満たした危険なブロック塀等の除却跡地に、軽量の塀等（生垣、フェンス、板塀等）の設置をする場合は、除却事業とあわせてその工事費の一部を助成します。

このほか、塀の所有者等に向けて、国が公表している「ブロック塀の点検のチェックポイント」の周知を行い、自己による安全性チェックを促します。

3 耐震化を促進するための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、住宅・建築物の所有者等が耐震改修を実施するにあたっては、様々な不安材料があります。したがって、耐震改修を促進するためには、これらの建築物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。

特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めていきます。

その他、部分的な改修工事への対応や代理受領制度の導入等、所有者が利用しやすい支援のあり方について、関係機関と協議・調整を図りながら検討してまいります。

1) 安心して相談できる環境の整備

建築物所有者等が安心して耐震診断・耐震改修を実施できるよう相談窓口を市に設置するとともに、助成制度や耐震改修促進税制等の支援策についても、適切に情報提供を行います。

2) 事業者情報等の情報提供の拡充

リフォーム事業者・工務店は、市民が改修工事を行うときの最も身近な存在である一方、「悪質リフォーム」の問題があり、耐震改修が促進されない要因の一つとなっているとも考えられます。これらの事業者に対する市民の不安を解消するために、市の耐震診断等を担当窓口において、耐震改修の登録設計者や登録施工者情報についての相談対応に努めていきます。

3) ホームページ等による情報提供

建築物の耐震化を促進するには、まず建築物所有者等が耐震化の必要性や重要性について十分に認識することが必要です。このため、ホームページや市公式アプリ等を活用し、耐震診断・耐震改修に関する事業の情報提供を積極的に行います。

4) 耐震化の必要な住宅所有者に対する普及啓発

本計画における住宅の耐震化率の目標を達成に向け、住宅の耐震化をより一層推進していくため、「名取市耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定するとともに、毎年度、耐震化促進事業の具体的取り組みと支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握、検証、公表し、対策を進めます。

4 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に通行を確保すべき道路（以下、緊急輸送道路という）は、宮城県地域防災計画（令和7年11月改定）で定める緊急輸送道路とします。

宮城県では、この緊急輸送道路として選定されたものについて、平成25年に改正された耐震改修促進法第5条第3項の規定に基づき、沿線の建築物の耐震化を促進すべきものとして指定しています。

1) 地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）

緊急輸送道路とは、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を目的とした道路です。

本計画において緊急輸送道路は、宮城県地域防災計画及び名取市地域防災計画に定められた一次及び二次緊急輸送道路、並びに三次緊急輸送道路とし、特に、一次及び二次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を宮城県との連携において重点的に進めます。

ただし、本計画においては、緊急輸送道路等の耐震診断義務づけ及び努力義務道路（耐震改修促進法第6条第3項第1号及び同法第6条第3項第2号）の指定について今後検討していきます。

● 宮城県が指定する緊急輸送道路（耐震改修促進法第5条第3項）

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施する道路で、「宮城県地域防災計画」で定められた第一次、第二次、第三次緊急輸送道路とします。

● 名取市が指定する緊急輸送道路（耐震改修促進法第6条第3項）

災害時に必要な救助、消防活動及び緊急物資を運ぶための道路や避難の際に使用される主要な道路で、「名取市地域防災計画」で定められた緊急輸送道路（第三次緊急輸送道路）とします。

2) 緊急輸送道路等の沿道建築物

宮城県は、耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、宮城県地域防災計画（令和7年11月改定）に定める緊急輸送道路全線について沿道建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る路線として位置付けてきました。

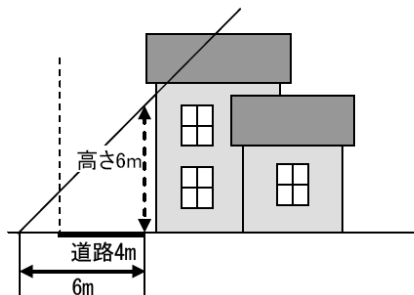
耐震改修促進法の改正に伴い、宮城県は広域的な輸送等の観点から、緊急輸送道路のうち宮城県庁、県合同庁舎、県内各市役所本庁舎、町役場本庁舎、仙台駅、仙台空港及び仙台港など主要な施設へ連絡する路線について、優先的に沿道建築物の耐震化を促進すべき通行障害既存耐震不適格建築物の台帳を整備し、所管行政庁は、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行い耐震化の促進を図るものとしています。

本市においても、地震時の緊急輸送道路や避難路、通学路等の通行を確保するため、耐震改修促進法に基づき、沿道建築物の耐震診断や耐震改修を一層促進するよう努めてまいります。

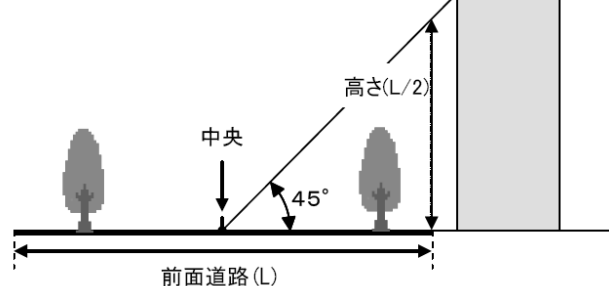
地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物とは、宮城県もしくは本市が指定した道路の沿道建築物のうち、以下に示す一定以上の高さを持つ建築物です。

■通行障害既存耐震不適格建築物の要件※新耐震基準以前の耐震性能を有していない建築物

①前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物



②前面道路幅員が12mを超える場合
幅員の1/2の高さを超える建築物



※閉塞させるおそれのある沿道建築物：建築物のいずれかの部分が上図に示すように、前面道路の幅員に応じて定められた高さを超えるもの。

出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（第4条 第1項 第1号）

3) 緊急輸送道路に面するブロック塀等

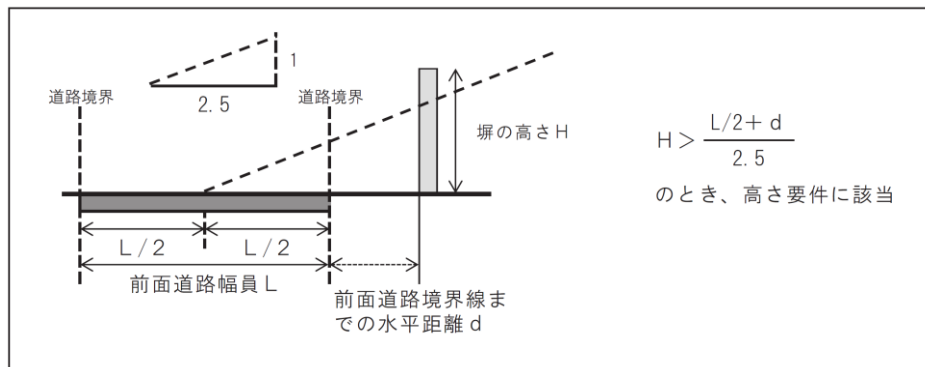
平成 30 年 6 月に発生した、大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等による通行被害の防止のため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 31 年 1 月改正）により、建物に附属するブロック塀等が通行障害建築物に追加されました。

このため、緊急輸送道路に面するブロック塀等で、下記の「通行障害建築物に追加されるブロック塀等の要件」を満たす場合は、耐震診断の実施が義務付けられました。

本市においては、第一次、第二次及び第三次緊急輸送道路に危険性が疑われるブロック塀が確認された場合、安全確保の取り組みを推進していきます。

■通行障害建築物に追加されるブロック塀等の要件

緊急輸送道路に敷地が接する建築物に付属するブロック塀等のうち、前面道路に面する部分の長さが 25m を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 1/2 に相当する距離を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超えるブロック塀等であるもの。

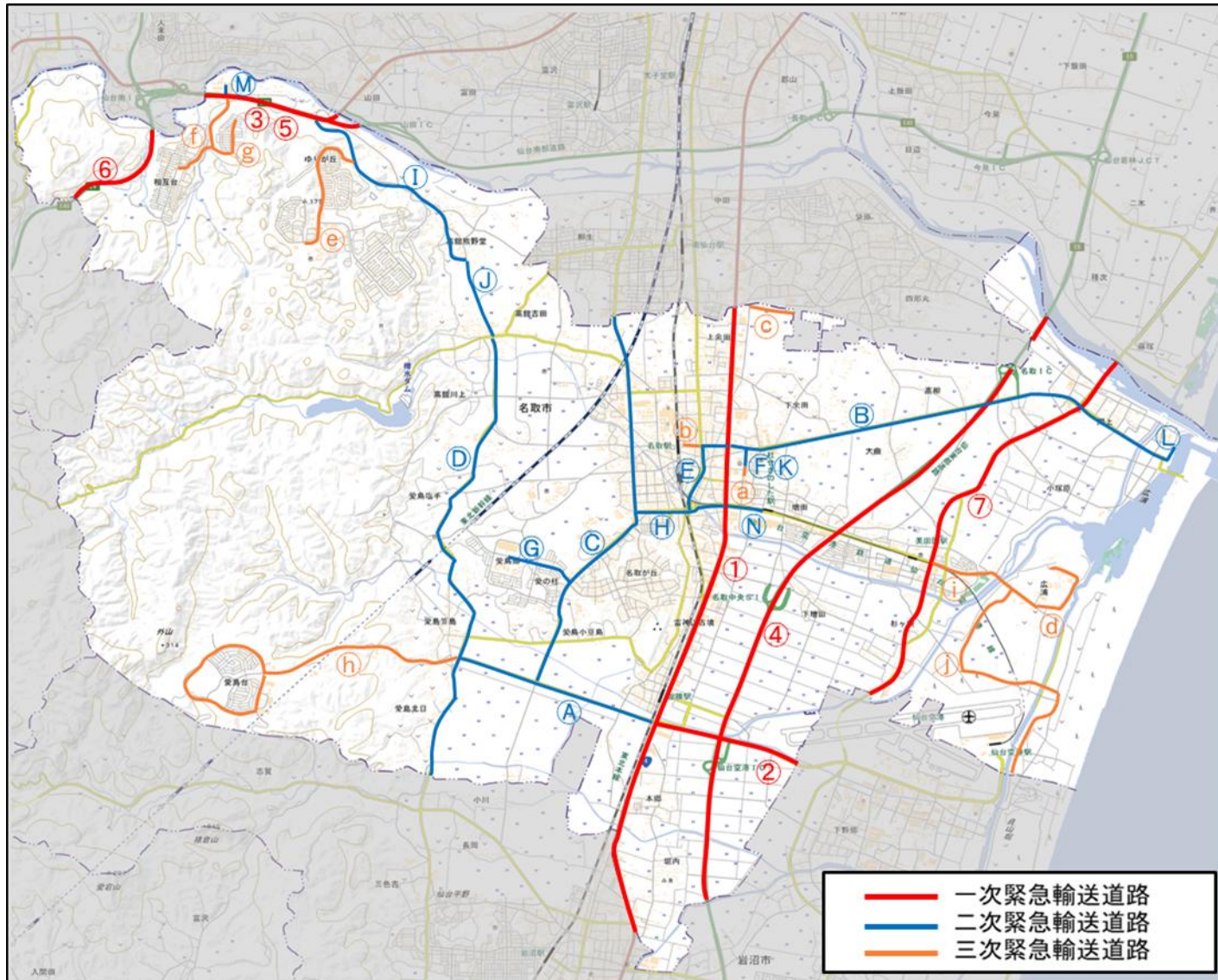


出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（第 4 条 第 1 項 第 2 号）

4) 緊急輸送道路沿道の安全点検

緊急輸送道路に接する敷地の建築物及びブロック塀等の倒壊によって道路の機能が妨げられることがないように、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握しその促進に努めます。

■沿道の耐震化を進めるべき道路



一次緊急輸送道路	二次緊急輸送道路		三次緊急輸送道路	
①国道4号 ②仙台空港線 ③国道286号 ④東北縦貫自動車道 ⑤仙台東部道路 ⑥仙台南部道路・ ⑦塩釜亘理線	①愛島名取線 ②関上港線 ③仙台館腰線 ④仙台岩沼線 ⑤仙台名取線 ⑥耕竜寺線 ⑦愛島東部線	⑧大手町大通り線 ⑨熊野堂柳生線 ⑩三日町熊野堂線 ⑪市役所通り線 ⑫関上築港線 ⑬仙台南トラクターミナル前共用通路 ⑭杉ヶ袋増田線	①市役所通り線 ②名取停車場線 ③深松線 ④飯塚開発線(名) ⑤ゆりが丘中央線(名) ⑥相互台東中央線(名)	⑦相互台線(名) ⑧愛島西部線(名) ⑨美田園東線(名) ⑩広浦北釜線(名)

第4章

啓発及び知識の普及に関する施策

1 防災意識の向上と主体的な取り組みの促進

- ・震災の記憶の風化や危機意識の低下を踏まえ、単なる情報の周知にとどまらず、建築物の所有者等が地震防災対策を「当事者の問題」として認識できるよう効果的な啓発を実施します。
- ・発生のおそれがある地震の概要と危険性を整理した「地震防災マップ」等の必要情報を町内会等の自主防災組織へ提供し、地域における防災意識の醸成を図るとともに、建築物の耐震化を促進します。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

- ・宮城県、宮城県土木事務所、一般社団法人宮城県建築士事務所協会に設置されている専門窓口と連携し、耐震診断や改修をスムーズに促すことができる相談体制を整備します。
- ・費用面が障害となり耐震改修に踏み切れない方や高齢世帯等に対し、「低コスト工法」や月々の返済負担を軽減する「高齢者向けの住宅ローン」等の活用を促し、所有者の事情に寄り添った取り組みを進めます。

3 関係団体との連携

- ・市民が安心して耐震化に取り組めるよう、身近で信頼できる建築関係団体と連携し、事業者情報を提供するなどのきめ細かい支援を進めます。
- ・行政機関等との連携体制を活かして国や宮城県との情報収集・連絡調整を強化し、多角的なネットワークで地域全体の地震対策を推進するほか、新たな取り組みを検討します。

名取市耐震改修促進計画

令和8年 11 月（改定）

編集：名取市建設部都市計画課

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80 番地

TEL (022) 384-2111 FAX (022) 384-2394
